

議案第68号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第30条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第30条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

から施行する。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。